

改正案	現行
<p>電気事業法施行規則第73条の4 <u>に定める使用前自主検査の方法</u>の解釈</p> <p>電気事業法施行規則(<u>平成7年通商産業省令第77号</u>)第73条の4に規定する使用前自主検査の<u>十分な</u>方法について、<u>その解釈を</u>下記の<u>とおり</u>制定する。</p> <p><u>なお</u>、同条に規定する使用前自主検査の<u>十分な</u>方法は、この解釈に限定されるものではなく、同条に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、同条に適合するものと判断する<u>こととする</u>。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 水力発電所 A. 土木関係 A - 1 (略) A - 2 (略) A - 3 工事の計画に係るすべての工事が完了した時に行う検査(以下、「工事完了検査」という。)</p> <p>(1) ~ (8) (略) (9) 水車及び揚水用ポンプ a. ~ c. (略) d. 負荷遮断試験(調速機試験) (a) 検査方法 水車発電機を運転中、急に負荷を遮断した場合の水圧管の水圧、水車回転速度及び発電機電圧の変動状況並びにガイドベーン又はニードル及びデフレクタの動作状況を指示計器、オシログラフ等により測定するとともに、水車発電機に<u>速度調整機能を有する場合には異常なく無負荷運転に移行することを、速度調整機能を有しない場合には異常なく完全に停止することを</u>確認する。遮断負荷は、定格出力の1/4から開始して、2/4、3/4、4/4までの各負荷とする。</p>	<p>電気事業法施行規則第73条の4の解釈</p> <p>電気事業法施行規則第73条の4に規定する<u>適切な</u>使用前自主検査の方法について、下記の<u>通り</u>制定する。</p> <p><u>ただし</u>、同条に規定する<u>適切な</u>使用前自主検査の方法は、この解釈に示されたものに限定されるものではなく、同条に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、同条に適合するものと判断する<u>ものである</u>。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 水力発電所 A. 土木関係 A - 1 (略) A - 2 (略) A - 3 工事の計画に係るすべての工事が完了した時に行う検査(以下、「工事完了検査」という。)</p> <p>(1) ~ (8) (略) (9) 水車及び揚水用ポンプ a. ~ c. (略) d. 負荷遮断試験(調速機試験) (a) 検査方法 水車発電機を運転中、急に負荷を遮断した場合の水圧管の水圧、水車回転速度及び発電機電圧の変動状況並びにガイドベーン又はニードル及びデフレクタの動作状況を指示計器、オシログラフ等により測定するとともに、水車発電機が<u>異常なく無負荷運転に移行し得るか</u>を確認する。遮断負荷は、定格出力の1/4から開始して、2/4、3/4、4/4までの各負荷とする。 なお、同一の水圧管から2台以上の水車に分岐している場合は、<u>各</u>水車ごとの負荷遮断試験終了後に、同一の水圧管に接続される水車の全数につい</p>

改正案	現行
<p>なお、同一の水圧管から2台以上の水車に分岐している場合は、水車ごとの負荷遮断試験終了後に、同一の水圧管に接続される水車の全数について、その負荷を同時に遮断して試験を行う。</p> <p>自動電圧調整装置又は過電圧抑制装置を設置してあるものについては、それを正規の使用状態として試験を行う。</p> <p>(b) 判定基準 (略) 主要機器に異常がなく、水車発電機が安全に無負荷運転に移行<u>又は停止</u>すること。</p> <p>e. ~ h. (略)</p> <p>(10) ~ (12) (略)</p> <p>B 電気関係 (1) 外観検査 (a) 検査方法 検査対象となる電気工作物の設置状況について、工事の計画に従って工事が行われていること及び電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年3月27日通商産業省令第52号、以下「電技」という。)に適合していることを目視により確認する。</p> <p>なお、判定基準の 、 、 、 、 を確認する場合は書類等によって確認することもできる。</p> <p>(b) 判定基準 必要箇所に所定の接地が行われていること。(電気設備の技術基準の解釈(以下「電技解釈」という。)第19条~第31条、第34条、第42条) ~ (略) 高圧及び特別高圧の電路において電線及び電気機械器具を保護するた</p>	<p>て、その負荷を同時に遮断して試験を行う。</p> <p>自動電圧調整装置又は過電圧抑制装置を設置してあるものについては、それを正規の使用状態として試験を行う。</p> <p>(b) 判定基準 (略) 主要機器に異常がなく、水車発電機が安全に無負荷運転に移行すること。</p> <p>e. ~ h. (略)</p> <p>(10) ~ (12) (略)</p> <p>B 電気関係 (1) 外観検査 (a) 検査方法 検査対象となる電気工作物の設置状況について、工事の計画に従って工事が行われていること及び電気設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年6月15日通商産業省令第61号、以下「電技」という。)に適合していることを目視により確認する。</p> <p>なお、判定基準の 、 、 、 、 を確認する場合は書類等によって確認することもできる。</p> <p>(b) 判定基準 必要箇所に所定の接地が行われていること。(電気設備の技術基準の解釈(以下「電技解釈」という。)第20条~第31条、第34条、第42条) ~ (略) 高圧及び特別高圧の電路において電線及び電気機械器具を保護するた</p>

改正案	現行
<p>め必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。(電技解釈第38条、第39条)</p> <p>～ (略)</p> <p>中性点直接接地式電線路に接続する変圧器には、油流出防止装置が施設されていること。(電技第19条第7項)</p> <p>～ (略)</p> <p>(2)～(16) (略)</p> <p>2. 火力発電所</p> <p>A. 機械関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 安全弁試験</p> <p>(a) 検査方法</p> <p>ドラム又は過熱器等の安全弁について</p> <p>(略)</p> <p>作動試験</p> <p>試験は実作動又はオイルジャッキ法により実施する。</p> <p>なお、燃料設備又は液化ガス設備の安全弁であって実動作試験が困難なもの及び付属設備の安全弁については、工場作動試験により確認できるものとする。</p> <p>(b) 判定基準</p> <p>工事計画どおりに施工されており、かつ、技術基準に適合するものであること。吹出し圧力が許容誤差内に入っていること。かつ吹出し時及び吹止りに異常がないことを確認する。</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>B. 電気関係</p>	<p>め必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。(電技解釈第37条、第38条、第39条)</p> <p>～ (略)</p> <p>中性点直接接地式電線路に接続する変圧器には、油流出防止装置が施設されていること。(電技第19条第5項)</p> <p>～ (略)</p> <p>(2)～(16) (略)</p> <p>2. 火力発電所</p> <p>A. 機械関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 安全弁試験</p> <p>(a) 検査方法</p> <p>ドラム又は過熱器等の安全弁について、</p> <p>(略)</p> <p>作動試験</p> <p>・試験は実作動により実施する。ただし、実動作試験を行うことが困難な場合にあつてはオイルジャッキ法によることができる。</p> <p>なお、燃料設備又は液化ガス設備の安全弁であつて実動作試験が困難なもの及び付属設備の安全弁については、工場作動試験により確認できるものとする。</p> <p>(b) 判定基準</p> <p>工事計画どおりに施工されており、かつ、技術基準に適合するものであること。吹出し圧力が許容誤差内に入っていること。かつ吹出し時及び吹止りに異常(例：チャタリング、漏れ)がないことを確認する。</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>B. 電気関係</p>

改正案	現行
<p>(1) 外観検査</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 判定基準 必要な箇所に所定の接地が行われていること。(電技解釈第19条～第31条、第34条、第42条) ～ (略) 高圧及び特別高圧の電路において電線及び電気機械器具を保護するため必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。(電技解釈第38条、第39条) ～ (略)</p> <p>(2)～(13) (略)</p>	<p>(1) 外観検査</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 判定基準 必要な箇所に所定の接地が行われていること。(電技解釈第20条～第31条、第34条、第42条) ～ (略) 高圧及び特別高圧の電路において電線及び電気機械器具を保護するため必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。(電技解釈第37条、第38条、第39条) ～ (略)</p> <p>(2)～(13) (略)</p>
<p><u>6. 変電所</u></p> <p>(1) 外観検査</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 判定基準 必要な箇所に所定の接地が行われていること。(電技解釈第19条～第31条、第34条、第42条) ～ (略) 高圧及び特別高圧の電路において電線及び電気機械器具を保護するため必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。(電技解釈第38条、第39条) ～ (略) 中性点直接接地式電路に接続する変圧器には、油流出防止設備が施設されていること。(電技第19条第7項) ～ (略)</p> <p>(2)～(11) (略)</p>	<p><u>3. 変電所</u></p> <p>(1) 外観検査</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 判定基準 必要な箇所に所定の接地が行われていること。(電技解釈第20条～第31条、第34条、第42条) ～ (略) 高圧及び特別高圧の電路において電線及び電気機械器具を保護するため必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。(電技解釈第37条、第38条、第39条) ～ (略) 中性点直接接地式電路に接続する変圧器には、油流出防止設備が施設されていること。(電技第19条第5項) ～ (略)</p> <p>(2)～(11) (略)</p>
<p><u>7. 送電線路</u></p>	<p><u>4. 送電線路</u></p>

改正案	現行
<p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>4. 太陽電池発電所</u></p> <p>(1) 外観検査</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 判定基準</p> <p>必要な箇所に所定の接地が行われていること。(電技解釈<u>第19条</u>～第31条、第34条、第42条)</p> <p>～ (略)</p> <p>高圧及び特別高圧の電路において電線及び電気機械器具を保護するため必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。(電技解釈第38条、第39条)</p> <p>～ (略)</p> <p>中性点直接接地式電路に接続する変圧器には、油流出防止設備が施設されていること。(電技第19条<u>第7項</u>)</p> <p>～ (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(9) 負荷遮断試験</p> <p>(a) 検査方法</p> <p>発電設備出力の1/4負荷運転状態から負荷遮断し、異常のないことを確認した後、順次2/4、3/4、4/4負荷運転まで段階的に試験を行う。<u>発電電圧について、過渡変化を記録できる測定機器(発電所の構外に施設する監視制御装置等を含む。)により確認する。</u></p> <p>(b) 判定基準</p> <p>負荷遮断後、発電電圧等負荷遮断時に過渡変化するパラメーターの変動が制限値内にあり、かつ、プラントは安全に規定の状態へ移行すること。</p> <p>(10) (略)</p>	<p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>5. 太陽電池発電所(風力発電所もこれに準じる)</u></p> <p>(1) 外観検査</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 判定基準</p> <p>必要な箇所に所定の接地が行われていること。(電技解釈<u>第20条</u>～第31条、第34条、第42条)</p> <p>～ (略)</p> <p>高圧及び特別高圧の電路において電線及び電気機械器具を保護するため必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。(電技解釈<u>第37条</u>、第38条、第39条)</p> <p>～ (略)</p> <p>中性点直接接地式電路に接続する変圧器には、油流出防止設備が施設されていること。(電技第19条<u>第5項</u>)</p> <p>～ (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(9) 負荷遮断試験</p> <p>(a) 検査方法</p> <p>発電設備出力の1/4負荷運転状態から負荷遮断し、異常のないことを確認した後、順次2/4、3/4、4/4負荷運転まで段階的に試験を行う。<u>発電機電圧については指示計器によるほか、オシログラフ等によって測定する。</u></p> <p>(b) 判定基準</p> <p>負荷遮断後、発電電圧<u>値</u>等負荷遮断時に過渡変化するパラメーターの変動が制限値内にあり、かつ、プラントは安全に規定の状態へ移行すること。</p> <p>(10) (略)</p>

改正案	現行
<p>(11) 負荷試験（出力試験）</p> <p>(a) 試験方法</p> <p>発電設備を可能な限り定格出力、定格電圧及び定格力率に保持して機器各部の温度上昇が飽和状態になるまで連続運転し、逆変換装置、変圧器等の異常な温度上昇、異常振動、異音等の有無及び高調波（電圧歪率）を測定機器（発電所の構外に施設する監視制御装置等を含む。）、警報の有無及び所内巡視等の方法により確認する。</p> <p><u>連続運転中に巡視点検できない箇所については、連続運転終了後に実施する。</u></p> <p>ただし、電技解釈第29条の3に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できたものについては、現地での負荷試験は省略できるものとする。</p> <p>(b) 判定基準</p> <p>発電設備の各装置の定格は工事計画書どおりであり、かつ、異常が認められないこと。</p> <p>(12)～(13)（略）</p> <p><u>5. 風力発電所</u></p> <p><u>(1) 外観検査</u></p> <p><u>(a) 検査方法</u></p> <p><u>検査対象となる電気工作物の設置状況について、工事の計画に従って工事が行われていること及び電技に適合していることを目視により確認する。</u></p> <p><u>なお、判定基準の 、 、 、 、 を確認する場合は書類等によって確認することもできる。</u></p> <p><u>(b) 判定基準</u></p> <p><u>必要な箇所に所定の接地が行われていること。（電技解釈第19条～第31条、第34条、第42条）</u></p> <p><u>アークを発生する器具と可燃性物質との離隔が十分であること。（電技解釈第36条）</u></p> <p><u>高圧又は特別高圧用の機械器具の充電部が、取扱者が容易に触れないよ</u></p>	<p>(11) 負荷試験（出力試験）</p> <p>(a) 試験方法</p> <p>発電設備を可能な限り定格出力、<u>定格速度</u>、定格電圧及び定格力率に保持して機器各部の温度上昇が飽和状態になるまで連続運転し、逆変換装置、変圧器等の異常な温度上昇、異常振動、異音等の有無<u>並びに</u>高調波（電圧歪率）を計器及び所内巡視等の方法により確認する。</p> <p>ただし、電技解釈第29条の3に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できたものについては、現地での負荷試験は省略できるものとする。</p> <p>(b) 判定基準</p> <p>発電設備の各装置の定格は工事計画書どおりであり、かつ、異常が認められないこと。</p> <p>(12)～(13)（略）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p><u>うに施設されていること。(電技解釈第30条、第31条、第32条)</u></p> <p><u>高圧及び特別高圧の電路において電線及び電気機械器具を保護するため必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。(電技解釈第38条、第39条)</u></p> <p><u>高圧又は特別高圧電路中の過電流遮断器の開閉状態が容易に確認できること。(電技解釈第38条)</u></p> <p><u>高圧及び特別高圧の電路に地絡を生じた時に自動的に電路を遮断する装置が必要な箇所に施設されていること。(電技解釈第40条)</u></p> <p><u>発電所の高圧及び特別高圧の電路において、架空電線の引込口及び引出口又はこれに近接する箇所に避雷器が施設されていること。(電技解釈第41条)</u></p> <p><u>発電所の周囲に、柵、塀等が施設されており、出入口に施錠装置及び立入禁止表示が施設されていること。(電技解釈第43条)</u></p> <p><u>発電所の周囲の柵、塀等の高さ柵、塀等から特別高圧の充電部までの距離との和が規定値以上であること。(電技解釈第43条)</u></p> <p><u>中性点直接接地式電路に接続する変圧器には、油流出防止設備が施設されていること。(電技第19条第7項)</u></p> <p><u>発電機、特別高圧用の変圧器、電力用コンデンサ又は分路リアクトル及び調相機に必要な保護装置が施設されていること。(電技解釈第44条、第46条、第47条)</u></p> <p><u>ガス絶縁機器等の圧力容器が規定どおり施設されていること。(電技解釈第49条)</u></p> <p><u>検査の対象となる電気工作物が工事計画書の記載事項どおりに施設されていること。</u></p> <p><u>(2) 接地抵抗測定</u></p> <p><u>(a) 検査方法</u></p> <p><u>次に示す接地方法に応じて以下の測定方法により接地抵抗値を測定する。</u></p> <p><u>機器毎に接地する「単独接地」；直読式接地抵抗計による測定</u></p> <p><u>いくつかの接地箇所を連絡して接地する「連接接地」；直読式接地抵抗計による測定</u></p>	

改正案	現行
<p><u>接地線を網状に埋設し、各交流点で接続する「網状(メッシュ)接地」；</u> <u>電圧降下法による測定</u> <u>なお、連接接地法及びメッシュ接地法により接地されている場合であ</u> <u>て、変更の工事の場合は、当該設備と既設接地極・網との導通試験に替える</u> <u>ことができる。</u></p> <p><u>(b) 判定基準</u> <u>接地抵抗値が電技解釈第 19 条で規定された値以下であること。</u></p> <p><u>(3) 絶縁抵抗測定</u> <u>(a) 検査方法</u> <u>低圧電路の絶縁測定は発電機の界磁回路等特に必要と認められる回路</u> <u>について行うものとする。</u> <u>高圧及び特別高圧電路の絶縁抵抗測定は絶縁耐力試験の回路について</u> <u>行う。</u> <u>絶縁抵抗の測定は、JIS C 1302「絶縁抵抗計」に定められている絶縁抵</u> <u>抗計を使用するものとし、低圧の機器及び電路については、500V絶縁</u> <u>抵抗計、高圧又は特別高圧の機器及び電路については、1,000V絶縁</u> <u>抵抗計を使用して測定する。</u> <u>絶縁抵抗値は「1分値」を採用するものとする。ただし、被測定機器の</u> <u>静電容量が大きいため(長い地中ケーブル等を含む場合)短時間では絶縁</u> <u>抵抗計の指針が静止しないときは、指針が静止後の値を採用する。(3分</u> <u>以上測定を継続する必要はない。)</u></p> <p><u>(b) 判定基準</u> <u>低圧電路の電線相互間及び電路と大地との間の絶縁抵抗は、電路の使用</u> <u>電圧が300V以下で対地電圧が150V以下の電路では0.1M以上、</u> <u>300V以下で対地電圧が150Vを超えるものは0.2M以上、300</u> <u>Vを超える低圧電路では0.4M以上であること。</u> <u>高圧及び特別高圧の電路については、大地及び他の電路(多心ケーブル</u> <u>にあっては他の心線、変圧器にあっては他の巻線)と絶縁されていること</u> <u>が確認できること。</u></p>	

改正案	現行
<p><u>(4) 絶縁耐力試験</u></p> <p><u>(a) 検査方法</u> <u>電力回路や機器の使用電圧に応じて電技解釈第14条～第18条に定められている試験電圧を印加する。</u> <u>また、特別高圧の電路、変圧器の電路及び器具等の電路の絶縁耐力を電技解釈第14条第4項、第17条第2項、第18条第2項に基づき絶縁耐力試験を実施したことを確認できたものについては、常規対地電圧を電路と大地との間に連続して印加することができる。</u> <u>なお、常規対地電圧とは、通常の運転状態で主回路の電路と大地との間に加わる電圧をいう。</u></p> <p><u>(b) 判定基準</u> <u>試験電圧を連続して10分間加えた後、絶縁抵抗測定を行い絶縁に異常のないこと。また、電技解釈第14条第4項、第17条第2項、第18条第2項によって実施した場合には、常規対地電圧を連続して10分間加え、絶縁に異常がないこと。</u></p> <p><u>(5) 保護装置試験</u></p> <p><u>(a) 検査方法</u> <u>電技解釈第38条、第40条、第46条、第47条で規定される保護装置ごとに、関連する継電器を手動等で接点を閉じるか又は実際に動作させることにより試験する。</u></p> <p><u>(b) 判定基準</u> <u>関連する遮断器、故障表示器、警報装置、遮断器の開閉表示などが正常に動作すること。</u></p> <p><u>(6) 遮断器関係試験</u></p> <p><u>(a) 検査方法</u> <u>付属タンク（アキュムレータを含む。以下同じ。）の容量試験</u> <u>遮断器又は開閉器について、操作用駆動源（圧縮空気、圧油等）の付属タンクの供給元弁を閉じて、圧縮空気等が補給されない状態で入切の操作を連続して1回以上（再閉路保護方式の場合は2回以上）行い、当該機器</u></p>	

改正案	現行
<p><u>の動作、開閉表示器の表示を確認する。</u></p> <p><u>なお、遮断器に不完全投入（開放）を防止するための鎖錠装置がある場合は、付属タンクの圧力を変動させて鎖錠及び復帰用圧力継電器の動作を行わせ、当該機器の動作、開閉表示器の表示を確認する。</u></p> <p><u>駆動力発生装置自動始動停止試験</u></p> <p><u>付属タンクの排出弁を静かに開いて圧力を徐々に下げ駆動力発生装置を自動始動させ、その時の圧力を測定する。駆動力発生装置が始動した後に排出弁を閉鎖して圧力を徐々に上げ、運転中の駆動力発生装置が自動停止する時の圧力を測定する。</u></p> <p><u>駆動力発生装置付属タンク安全弁動作試験</u></p> <p><u>付属タンクの出口止め弁を閉めて、駆動力発生装置を運転して圧力を徐々に上げ、その付属タンクに設置してある安全弁の吹出圧力を測定する。</u></p> <p><u>(b) 判定基準</u></p> <p><u>設定どおりの動作が行われること。</u></p> <p><u>自動始動及び自動停止が設定圧力の範囲内で行われること。</u></p> <p><u>安全弁の吹出圧力が付属タンクの最高使用圧力以下であること。</u></p> <p><u>(7) 総合インターロック試験</u></p> <p><u>(a) 検査方法</u></p> <p><u>発電設備を軽負荷運転させ、総合インターロックが作動する原因となる電氣的要素及び機械的要素のそれぞれについて事故を模擬し、これに係る保護継電装置を実動作又は手動で接点を閉じて動作させる。</u></p> <p><u>(b) 判定基準</u></p> <p><u>プラントが自動的かつ安全に停止するとともに関連する警報、表示等が正常に動作すること。</u></p> <p><u>(8) 制御電源喪失試験</u></p> <p><u>(a) 検査方法</u></p> <p><u>発電設備を運転中に制御電源を喪失させたときに過渡変化する主要パラメーターの測定及び遮断器、開閉器等の開閉の状況並びに警報、表示等を確認</u></p>	

改正案	現行
<p><u>認する。</u></p> <p><u>なお、本試験により確認すべき内容が負荷遮断試験と併せて行える場合は、2つの試験を同時に実施することができるものとする。</u></p> <p><u>(b) 判定基準</u></p> <p><u>プラントが自動的、かつ、安全に規定の状態に移行すること及び測定結果に異常が認められないこと並びに遮断器、開閉器が正常に動作し、かつ警報、表示等が正常に出ること。</u></p> <p><u>(9) 負荷遮断試験</u></p> <p><u>(a) 検査方法</u></p> <p><u>発電設備出力の1/4負荷程度の運転状態で負荷遮断し、異常のないことを確認した後、4/4負荷運転で試験を行う。</u></p> <p><u>発電機電圧及び風車又は発電機の回転数等について、過渡変化を記録できる測定機器(発電所の構外に施設する監視制御装置等を含む。)により確認する。</u></p> <p><u>(b) 判定基準</u></p> <p><u>負荷遮断後、発電機電圧等負荷遮断時に過渡変化するパラメーターの変動が制限値内にあり、かつ、プラントは安全に規定の状態へ移行すること。</u></p> <p><u>(10) 遠隔監視制御試験</u></p> <p><u>(a) 検査方法</u></p> <p><u>発電制御所において、電技解釈第51条で規定された被制御発電所の主機の自動始動停止操作、あるいは必要な遮断器等の開閉操作及び運転に必要な制御開閉器類の制御操作を遠隔で行い、当該機器が動作すること及び発電制御所に状態変化が表示されることを確認する。</u></p> <p><u>(b) 判定基準</u></p> <p><u>被制御発電所の関係機器が正常に動作すること、及び被制御発電所の状態変化が正しく発電制御所又は技術員駐在所に表示されること。</u></p> <p><u>(11) 負荷試験(出力試験)</u></p> <p><u>(a) 試験方法</u></p>	

改正案	現行
<p><u>発電設備を可能な限り定格出力、定格電圧及び定格力率に保持して機器各部の温度上昇が飽和状態になるまで連続運転し、逆変換装置、変圧器等の異常な温度上昇、異常振動、異音等の有無及び高調波（電圧歪率）を測定機器（発電所の構外に施設する監視制御装置等を含む。）、警報の有無及び所内巡視等の方法により確認する。</u></p> <p><u>連続運転中に巡視点検できない箇所については、連続運転終了後に実施する。</u></p> <p><u>ただし、電技解釈第29条の3に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できたものについては、現地での負荷試験は省略できるものとする。</u></p> <p><u>(b) 判定基準</u></p> <p><u>風力発電設備の各装置の定格は工事計画書どおりであり、かつ、異常が認められないこと。</u></p> <p><u>(12) 騒音測定</u></p> <p><u>(a) 検査方法</u></p> <p><u>騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設を設置する発電所であって、同法第3条第1項に規定する指定地域内に存する発電所について、JIS Z 8731に規定する方法によって測定を行う。</u></p> <p><u>(b) 判定基準</u></p> <p><u>騒音規制法第4条第1項又は第2項の規定による規制基準に適合していること。</u></p> <p><u>(13) 振動測定</u></p> <p><u>(a) 検査方法</u></p> <p><u>振動規制法第2条第1項に規定する特定施設を設置する発電所であって、同法第3条第1項に規定する指定地域内に存する発電所について、特定工場等において発生する振動に関する基準に規定する方法によって測定を行う。</u></p> <p><u>(b) 判定基準</u></p> <p><u>振動規制法第4条第1項又は第2項の規定による規制基準に適合していること。</u></p>	

改正案	現行
<p><u>3</u> . 燃料電池発電所</p> <p>A . 機械関係</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 負荷遮断試験</p> <p>(a) 検査方法</p> <p>4 / 4 出力運転状態から、負荷を遮断し発電電圧、電池極間差圧等の推移をオシログラフ等で確認し、かつ、プラントが安全に規定の状態へ移行するのを確認する。</p> <p>ただし、4 / 4 出力遮断の前に安全確認を必要とする場合には、1 / 4、2 / 4、3 / 4 出力と順次遮断試験を行うものとする。</p> <p>この試験は、負荷遮断した時に所内負荷単独運転又は高温待機状態にならないプラントにあつては、総合インターロック試験と併せて実施することができる。</p> <p>(b) 判定基準</p> <p>負荷遮断後、発電電圧、電池極間差圧等遮断時に過渡変化するパラメーターの変動値が制限値以内にあり、かつ、プラントは安全に規定の状態に移行すること。</p> <p>(6) ~ (8) (略)</p> <p>B . 電気関係</p> <p>(1) 外観検査</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 判定基準</p> <p>必要な箇所に所定の接地が行われていること。(電技解釈<u>第 1 9 条</u> ~ 第 3 1 条、第 3 4 条、第 4 2 条)</p> <p>~ (略)</p> <p>高圧及び特別高圧の電路において電線及び電気機械器具を保護するため必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。(電技解釈第 3 8 条、</p>	<p><u>6</u> . 燃料電池発電所</p> <p>A . 機械関係</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 負荷遮断試験</p> <p>(a) 検査方法</p> <p>4 / 4 出力運転状態から、負荷を遮断し発電電圧<u>値</u>、電池極間差圧等の推移をオシログラフ等で確認し、かつ、プラントが安全に規定の状態へ移行するのを確認する。</p> <p>ただし、4 / 4 出力遮断の前に安全確認を必要とする場合には、1 / 4、2 / 4、3 / 4 出力と順次遮断試験を行うものとする。</p> <p>この試験は、負荷遮断した時に所内負荷単独運転又は高温待機状態にならないプラントにあつては、総合インターロック試験と併せて実施することができる。</p> <p>(b) 判定基準</p> <p>負荷遮断後、発電電圧<u>値</u>、電池極間差圧等遮断時に過渡変化するパラメーターの変動値が制限値以内にあり、かつ、プラントは安全に規定の状態に移行すること。</p> <p>(6) ~ (8) (略)</p> <p>B . 電気関係</p> <p>(1) 外観検査</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 判定基準</p> <p>必要な箇所に所定の接地が行われていること。(電技解釈<u>第 2 0 条</u> ~ 第 3 1 条、第 3 4 条、第 4 2 条)</p> <p>~ (略)</p> <p>高圧及び特別高圧の電路において電線及び電気機械器具を保護するため必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。(電技解釈<u>第 3 7 条</u>、</p>

改正案	現行
<p>第39条) ~ (略) 中性点直接接地式電路に接続する変圧器には、油流出防止設備が施設されていること。(電技第19条第7項) ~ (略)</p> <p>(2)~(8) (略)</p> <p>(9) 負荷遮断試験 (a) 検査方法 発電設備出力の1/4負荷運転状態から負荷遮断し、異常のないことを確認した後、順次2/4、3/4、4/4負荷運転まで段階的に試験を行う。 発電電圧については指示計器によるほか、オシログラフ等によって測定する。 (b) 判定基準 負荷遮断後、発電電圧等負荷遮断時に過渡変化するパラメーターの変動が制限値内にあり、かつ、プラントは安全に規定の状態へ移行すること。</p> <p>(10)~(13) (略)</p> <p><u>8.</u> 需要設備 (1) 外観検査 (a) (略) (b) 判定基準 必要な箇所に所定の接地が行われていること。(電技解釈第19条~第31条、第34条、第42条) ~ (略) 高圧及び特別高圧の電路において電線及び電気機械器具を保護するため必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。(電技解釈第38条、第39条) ~ (略)</p>	<p>第38条、第39条) ~ (略) 中性点直接接地式電路に接続する変圧器には、油流出防止設備が施設されていること。(電技第19条第5項) ~ (略)</p> <p>(2)~(8) (略)</p> <p>(9) 負荷遮断試験 (a) 検査方法 発電設備出力の1/4負荷運転状態から負荷遮断し、異常のないことを確認した後、順次2/4、3/4、4/4負荷運転まで段階的に試験を行う。 発電機電圧については指示計器によるほか、オシログラフ等によって測定する。 (b) 判定基準 負荷遮断後、発電電圧値等負荷遮断時に過渡変化するパラメーターの変動が制限値内にあり、かつ、プラントは安全に規定の状態へ移行すること。</p> <p>(10)~(13) (略)</p> <p><u>7.</u> 需要設備 (1) 外観検査 (a) (略) (b) 判定基準 必要な箇所に所定の接地が行われていること。(電技解釈第20条~第31条、第34条、第42条) ~ (略) 高圧及び特別高圧の電路において電線及び電気機械器具を保護するため必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。(電技解釈第37条、第38条、第39条) ~ (略)</p>

改正案	現行
<p>中性点直接接地式電路に接続する変圧器には、油流出防止設備が施設されていること。(電技第19条第7項)</p> <p>~ (略)</p> <p>(2)~(9) (略)</p>	<p>中性点直接接地式電路に接続する変圧器には、油流出防止設備が施設されていること。(電技第19条第5項)</p> <p>~ (略)</p> <p>(2)~(9) (略)</p>